研究員レポート：法定開示書類からみるＥＳＧ

2016.08.03

Vol.4　情報セキュリティと個人情報保護

　政府の成長戦略の１つにビッグデータの活用が掲げられています。電子メール、ソーシャルメディアなどでやり取りされる膨大な情報の集積がビッグデータであり、これを解析してビジネスに活用することが期待されています。こうした個人情報の活用が事業戦略における武器になる一方で、適切な管理を怠れば情報漏えいの発生を通じた信頼の失墜として、大きなしっぺ返しを招きます。企業はどこまで情報化対応を進めているのか。その一端に触れるため、今回は法定開示書類である有価証券報告書（有報）において、「個人情報保護」および「情報セキュリティ」という２つのキーワード記載の調査をしました。

上場企業の約半数が記載

情報セキュリティ関連キーワード記載企業数の推移

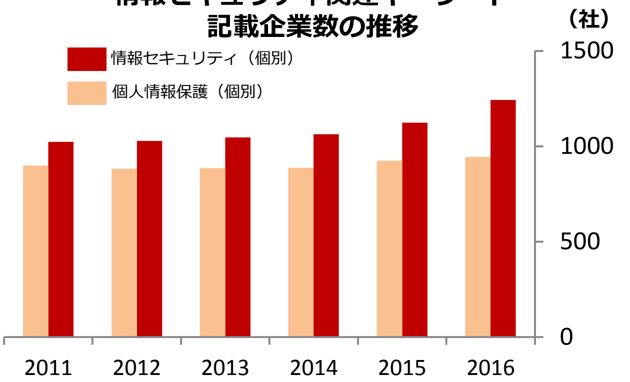

　7月30日時点で開示されている上場企業の最新の有報について、「個人情報保護」と「情報セキュリティ」のいずれかのキーワードを記載した企業は1723社と、全提出企業に対する割合が約半数に及んでいます。前年からは85社増えた形ですが、２つのキーワードを個別にみると様相が変わります。個人情報保護のみを記載していた企業が前年から21社増の945社だったのに対し、情報セキュリティのみを記載していた企業は118社増の1242社となりました。5年間の推移をみても、情報セキュリティの記載の伸びがよく分かります。

　情報セキュリティとは、「情報の機密性と完全性、可用性を維持すること」と定義されています（ISO/IEC27001より）。これらの状態を構築および維持するために技術や規約・規定を整備していくことがその要諦となります。逆に然るべき対応をしなければ、機密情報や個人情報流出の主因となり、それが顕在化することで、経営に対する大きなリスクとなります。このリスクの意味合いから、有報においては「コーポレートガバナンスの状況」や「事業等のリスク」での記載が目立ちます。コーポレートガバナンスの状況では、内部統制システムの整備状況の中で、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制や、損失の危険の管理に関する規定を説明する材料の１つとして情報セキュリティについて触れる企業が多く見られました。

　IT化に伴う事業機会をとらえていく上で、情報セキュリティの整備はその守りの側面に当たります。法定開示書類に限らず、CSR報告書やアニュアルレポート、統合報告書などで、投資家に対してどのように経営リスク対策として情報セキュリティを説明していくかが重要になってくるのではないでしょうか。

※ 当該調査では、情報セキュリティー及び個人情報保護の類似語句で表現している場合、対象外となっている可能性があります。
なお、調査は投資の参考となる情報提供を目的としたものではありません。

無断で複製・転載したり転送することを禁じます。　Copyright(C) Disclosure & IR Research Institute Ltd. All Rights Reserved.